

第3次茅野市男女共同参画計画 改定版

(はつらつプラン21)

2018–2022

男女が共に創る住みよい地域社会



長野県 茅野市・茅野市教育委員会



はじめに

茅野市は、平成26年（2014年度）に「第3次茅野市男女共同参画計画（はつらつプラン21）」を策定し、男女がお互いの特性と人権を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮し、男女平等の理念のもと、いきいきと生きる『男女共同参画社会の実現』を目指し、各種施策を推進してきました。

茅野市男女共同参画推進会議を中心に様々な取組を行ってきた結果、市民の性別による固定的な役割分担意識は徐々に減ってきましたが、地域や家庭、職場において、取り組むべき課題は数多く残されています。

こうした状況の中、「第3次茅野市男女共同参画計画（はつらつプラン21）」も策定から4年が経過し、数値目標等見直しが必要な事項も出てきました。また、国においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されたことから、これらに対応するため、第5次茅野市総合計画の策定に合わせ、第3次茅野市男女共同参画計画の中間年の見直しを行いました。

男女共同参画社会の実現のためには、継続した取組が必要になります。市や市民が互いに協力し合い取組を進めることができます。今後も茅野市男女共同参画推進会議が中心となり、地域に向けて啓発活動を続けていきます。

本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました茅野市男女共同参画推進会議の委員の皆様、アンケートにご協力いただきました市民の皆様方に厚くお礼申しあげます。

平成30年（2018年）3月

茅野市長 柳 平 千 代 一

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付けと性格.....	1
3 計画の期間.....	2

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	3
2 テーマ.....	3
3 基本目標.....	4

第3章 計画の体系

第4章 計画の内容

1 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	8
2 基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の推進.....	10
3 基本目標3 職場、家庭において男女が共に活躍できる社会の実現	13
4 基本目標4 男女の性の尊重と健康支援	17

第5章 計画の推進

関係資料

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

茅野市は、茅野市男女共同参画基本条例に基づき、男女がお互いの特性と人権を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮し、男女平等の理念に基づき、いきいきと生きる社会を目指した取組を進めてきました。平成15年（2003年）に茅野市男女共同参画計画（はつらつプラン21）を策定、平成21年（2009年）に第2次茅野市男女共同参画計画（はつらつプラン21）を策定し、施策を推進してきました。

その成果として、市民の性別による固定的な役割分担意識は徐々に減ってきていますが、家庭、職場、地域などあらゆる場面において多くの課題があります。引き続き男女が共に創る住みよい地域社会に向けて総合的、計画的に男女共同参画を推進するため、第3次茅野市男女共同参画計画（はつらつプラン21）を策定しました。なお、第5次茅野市総合計画及び国・県における関連する計画の変更や社会情勢の変化に対応するため、平成29年度（2017年度）に見直しを行いました。

2 計画の位置付けと性格

この計画は、次に掲げる位置付けと性格を併せ持つものです。

- (1) 本計画は、「茅野市男女共同参画基本条例」第7条第1項に基づく計画です。
- (2) 本計画は、「第4次茅野市総合計画（はつらつプラン21）」及び「第5次茅野市総合計画」との整合を図り、策定した計画です。
- (3) 本計画は、「第3次茅野市地域福祉計画（福祉21ビーナスプラン）」や、「第3次茅野市こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）」等の分野別計画とも密接に関係しています。
- (4) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項を踏まえ、国の第3次及び第4次「男女共同参画基本計画」と、第3次及び第4次「長野県男女共同参画計画」を勘案しています。
- (5) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の規定に基づいて、本市が策定する女性の職業生活における活躍の推進に関する計画です。
なお、女性の職業生活における活躍の推進に関する事項については、該当する項目等に【女性活躍推進】と表示しています。
- (6) 本計画は、計画期間の中間年にあたり、国・県における関連する計画の変更や社会情勢の変化に対応するため、数値目標の中間評価を行い、数値目標や具体的な取組の内容を現状に合わせ修正しました。

◆第4次茅野市総合計画（茅野市民プラン）

（計画の期間 平成20年（2008年）度～平成29年（2017年）度）

第4次茅野市総合計画（茅野市民プラン）は、市の振興発展の将来像を展望した行政運営の根幹となる計画で、長期的視点に立ち行政運営の総合性・計画性・効率性を目的として策定するものです。内容は、基本構想と基本計画から構成されています。

本計画は、第4次茅野市総合計画（茅野市民プラン）第6章第5節「男女共同参画社会づくり」を総合的に推進する分野別計画です。

◆第5次茅野市総合計画（計画の期間 2018年度～2027年度）

第5次茅野市総合計画は、市政の長期的な全体像を示し、各政策の基本的な方向を明らかにし、茅野市が行う全ての政策や事業の根拠となる計画として策定されました。内容は、基本構想と基本計画から構成されています。

本計画は、第5次茅野市総合計画の行政経営分野の中の「男女共同の住みよい地域づくりの推進」における分野別計画として位置付けます。

3 計画の期間

本計画は、第5次茅野市総合計画の策定に合わせ、平成29年度（2017年度）に見直しを行いました。

なお、本計画の期間は、当初2014年度から2023年度までの10年計画でしたが、第5次茅野市総合計画の計画期間との整合性を図るため、本計画については、計画期間を1年短くし、2014年度から2022年度までに変更します。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女がお互いの特性と人権を尊重し、それぞれの個性や能力を發揮し、男女平等の理念により、いきいきと生きる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

茅野市男女共同参画基本条例の基本理念を踏まえ、当初計画、第2次計画を踏襲し、市民、事業者、区・自治会と協働して計画を推進し、地域、職場、家庭などのあらゆる分野に参画できる機会の確保と男女間の格差の是正に努めます。

【茅野市男女共同参画基本条例（平成13年条例第7号）】

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければなりません。

- （1）男女が性別により差別的な取扱いを受けることなく、個人としての個性や能力を發揮する機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。
- （2）男女の社会における活動の選択に対し、性別による固定的な役割分担などの社会における制度や慣行が、影響を及ぼさないよう配慮されること。
- （3）男女が、社会の対等な構成員として、市における政策や民間の団体における方針の立案や決定と共に参画する機会、またその実施に際して共に参加する機会が確保されること。
- （4）家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援によって、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動において家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、これらの活動以外の活動を行うことにも配慮されること。
- （5）男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有することにも配慮されること。

2 テーマ

「男女が共に創る住みよい地域社会」

3 基本目標

男女が共に創る住みよい地域社会の実現に向けて、以下の4項目の基本目標を掲げて、各分野に渡る施策を計画的に推進します。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女がお互いの人権を尊重し、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられた性別からくる固定的役割分担意識を解消するために、地域、家庭、職場、学校などのあらゆる分野においての男女共同参画の必要性や意義について理解を深めると共に意識づくりを進めます。

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

活力ある豊かな地域社会にしていくために、男女が対等な社会の構成員として、多様な能力を活かし、様々な視点や新たな発想を取り入れができるように、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけます。また、国際社会との協調、多文化への相互理解と交流を進めます。

基本目標3 職場、家庭において男女が共に活躍できる社会の実現

男女がともに人生のそれぞれの段階に応じた生き方を選択し、仕事と生活が調和した多様な働き方が可能となるように、働きやすい環境を整備するための取組を推進します。

また、家庭では男女がともに子育てや、介護などを協力して担い、共に充実した生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

基本目標4 男女の性の尊重と健康支援

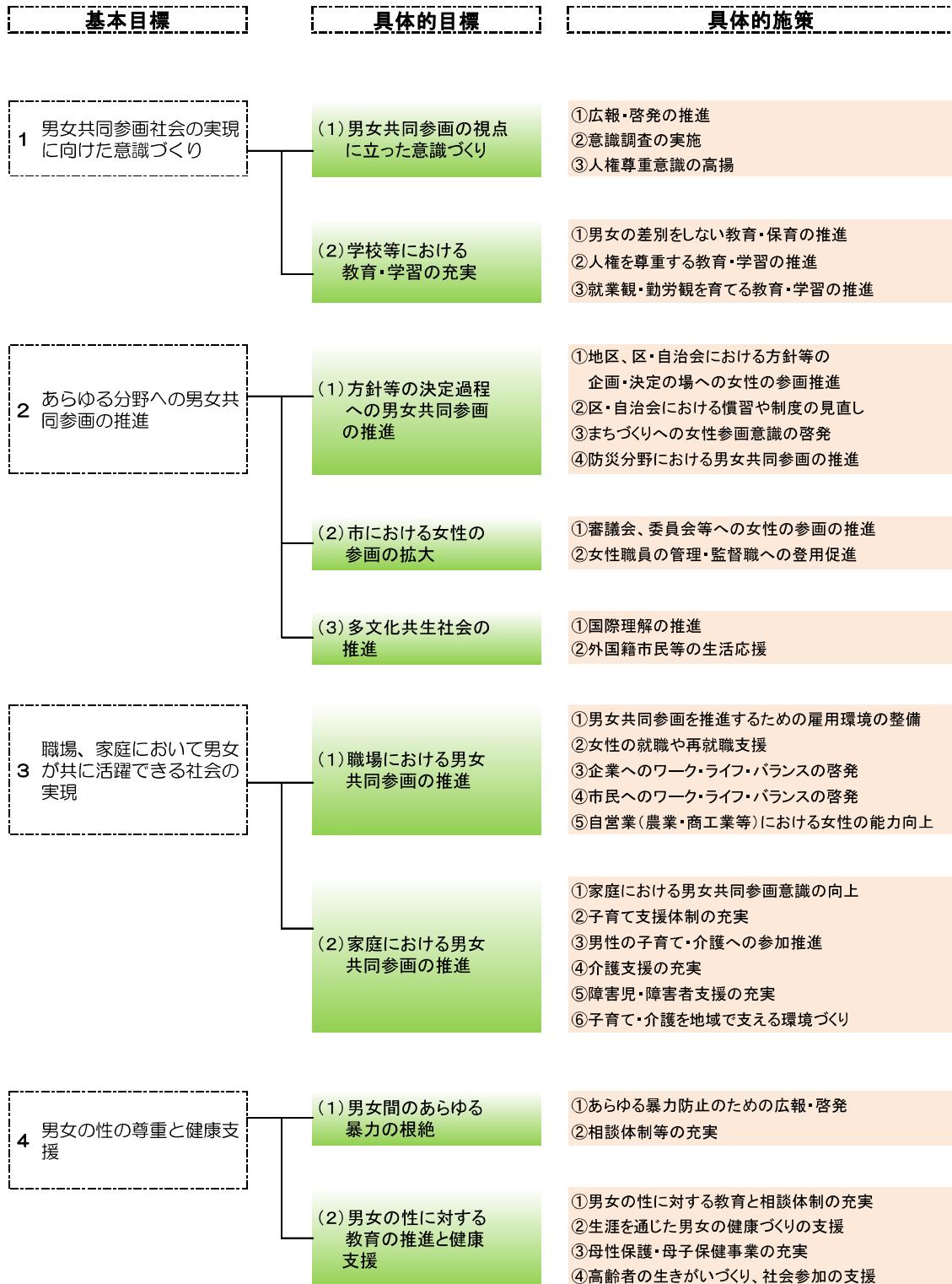
女性も男性も、互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を十分理解し合い、生涯にわたり健康で充実した生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

また、暴力を許さない社会づくりを進めます。

第3章 計画の体系

テ
ー
マ

男女が共に創る住みよい地域社会





第4章 計画の内容



基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

具体的目標（1）男女共同参画の視点に立った意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会は多様な生き方を尊重し、性別に関係なくすべての人が家庭・地域・職場などあらゆる場面の活動に参画する機会が確保された社会です。しかし、長い時間かけて形作られてきた性別による固定的役割分担意識※1は、時代とともに徐々に薄れてきているものの、依然として根強く残っています。

男女共同参画社会は、女性だけの問題ではなく男性にとっても暮らしやすい社会であることから、女性・男性両方の視点から捉えることが必要です。

男女がお互いを理解し、相手の人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、個性と能力を発揮するためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義や必要性について理解を深めていくことが必要です。

具体的施策	具体的取組	所管課
①広報・啓発の推進	市民及び事業者を対象に男女共同参画への関心・理解を高めるため、各種イベントや講座等により啓発を行います。	地域戦略課 生涯学習課 家庭教育センター
	広報、ホームページ、ビーナチャンネル※2、インターネット動画番組※3等を活用し、男女共同参画の理解に向けた身近な情報を発信します。	
	男女共同参画に関する資料、図書等を閲覧できるコーナーを設置し、情報を提供します。	
②意識調査の実施	男女共同参画に関する意識や現状を調査し、情報の提供をします。	生涯学習課
③人権尊重意識の高揚	人権問題への正しい理解や人権尊重の意識を広く浸透させるため、研修会や講座を開催します。	生涯学習課
	人権問題に関する市民意識調査を実施し、人権尊重に関する施策の基礎資料とします。	地域福祉課
	人権に関する各種相談窓口の充実を図ります。	市民課 地域福祉課 高齢者・保険課 こども課 家庭教育センター 社会福祉協議会

数値目標

項目	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	2022年度
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	58%	70%	95%
茅野市男女共同参画推進大会参加者数	112名	150名	200名
「男性は仕事、女性は家庭」という意識を持つ人の割合	38%	30%	20%

※1 固定的な役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※2 ビーナチャンネル：茅野市の行政チャンネルとして、市からのお知らせや地域の話題などを紹介している茅野市コミュニティ放送のこと。LCVのデジタル11チャンネルを利用し、茅野市内のみ映像を見ることができる。

※3 インターネット動画番組：市の話題や魅力を伝える、ネット動画を活用した広報サイトのこと。

具体的目標（2）学校等における教育・学習の充実

【現状と課題】

学校等における教育・学習活動は、男女共同参画社会を形成するために重要な役割を担っています。現在、小中学校の教育においては、社会科や心の教育の一環として、基本的人権の尊重、男女平等、男女雇用機会均等法※4 等、家庭科で家庭における仕事の分担と役割や男女が共に自立し協力しあう意義、異性への正しい理解と人格の尊重などの学習を行っています。また、名簿を男女混合にすることや教室内の机を男女別にしない等、学習環境づくりの面でも配慮しています。

次代を担う子どもたちが、男女共に個性と能力が発揮でき、主体的に進路が選択できる力をつける教育が必要です。

具体的施策	具体的取組	所管課
①男女の差別をしない教育・保育の推進	相手を大切にする心、一人ひとりの個性や能力を伸ばす保育、幼児教育を行います。	幼児教育課
	男女共同参画の意識を育む教育を行います。	学校教育課
②人権を尊重する教育・学習の推進	保育園においては、絵本の読み聞かせを通じ自分を大切にする感情や相手を思いやる心を育みます。	幼児教育課
	小学校の「なかよし旬間」、中学校の「人権教育集中旬間」などを通じて、お互いの人権を尊重しあう教育・学習（心の教育）を行います。	学校教育課
	悩みを抱える児童・生徒の相談体制の充実を図ります。	
③就業観・勤労観を育てる教育・学習の推進	男女共同参画の視点に立った保育・教育を実践するために、保育士・教職員・保護者への意識啓発に努めます。	幼児教育課 学校教育課 生涯学習課
	職業の意義や仕事に対する認識を深める職場体験等のキャリア教育※5を行います。【女性活躍推進】	学校教育課
	子どもたちが、自らの生き方を主体的に選択でき、性別にとらわれず進路・職業選択ができる進路指導を行います。 【女性活躍推進】	
	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※6について理解の促進を図ります。【女性活躍推進】	

※4 男女雇用機会均等法：「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」の略

※5 キャリア教育：子どもたち一人ひとりが将来、社会的、職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために、学校の特色や地域の実情を踏まえながら、発達の段階に応じた生き方を促す教育のこと。

※6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

具体的目標（1）方針等の決定過程への男女共同参画の推進

【現状と課題】

住みよい豊かな地域コミュニティを作り、地域力を高めていくために、男女が社会の対等な構成員として、多様な能力を活かし様々な視点や新たな発想を取り入れることが必要です。しかし、区・自治会や公民館等の地域組織における活動では女性が大きな役割を果たしていますが、その方針や政策を決定する場への女性の参画は少ない状況です。

女性役員の必要性を感じている区・自治会^{注)}は増えているため、今後は、女性が参加できるよう、男女それぞれが意識を高め、慣習、制度などを変えていく必要があります。

また、東日本大震災などの災害からの教訓を踏まえ、男女共同参画の視点から防災・減災に取り組む必要があります。

注) 第2次計画までは、5層の区・自治会を「小地域」といいましたが、第3次計画ではそのまま「区・自治会」を使います。

具体的な施策	具体的な取組	所管課
①地区、区・自治会における方針等の企画・決定の場への女性の参画推進	区・自治会を対象に女性役員登用の実態調査を行い、結果を広報、ホームページ等で公開し、女性役員登用を啓発します。 【女性活躍推進】	生涯学習課
	女性役員を登用している地区、区・自治会の活動を、広報、ホームページ等で紹介するなど、女性役員の登用を啓発します。 【女性活躍推進】	
	分館職員研修会等の機会に、男女共同参画推進についての啓発をします。	中央公民館
	男女共同参画に取り組む区・自治会を補助金等で支援します。	生涯学習課
②区・自治会における慣習や制度の見直し	性別による固定的役割分担意識を解消するための情報を提供します。	生涯学習課
	区長・自治会長と茅野市男女共同参画推進会議※7 委員との懇談会などにより慣習や制度の見直しを図ります。	
③まちづくりへの女性参画意識の啓発	まちづくりへの関心と参加意識を高め、能力を發揮できるよう学習・研修の機会を充実します。	地域戦略課 生涯学習課 家庭教育センター
	まちづくり懇談会への女性の積極的な参加を呼びかけます。	
	女性活動団体の情報の共有と連携の強化を支援し、まちづくりへの参画を促します。	
④防災分野における男女共同参画の推進	防災会議へ女性委員を登用し、女性の視点を取り入れた防災・復興体制を確立します。	防災課 消防課
	自主防災組織※8への女性参画を促進します。	
	女性が地域防災の担い手として活躍できるよう、女性消防団員の入団を促進します。	

数値目標

項目	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	2022年度
女性の役員を登用している区・自治会数	30区	32区	40区
区・自治会の全体の女性役員数	59人	62人	70人
防災組織に女性が参画している区・自治会数	62区	65区	70区
まちづくり懇談会への女性参加者数	94人	100人	150人
女性消防団員数 ※消防団音楽隊員含む	12人	15人	20人

※7 **茅野市男女共同参画推進会議**：茅野市の男女共同参画を推進するため設置された組織。委員は、地域コミュニティの関係者、商業及び工業分野等の企業関係者、子ども・家庭応援等の地域福祉分野の関係者、その他市長が必要と認める者から構成されている。

※8 **自主防災組織**：災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として、区・自治会単位で、地域住民が自発的に結成した防災活動を行う組織。

具体的目標（2）市における女性の参画の拡大

【現状と課題】

市の審議会や委員会の女性の登用については、これまで女性委員の登用率30%を目標に取り組んできましたが、第2次計画期間内での達成はできませんでした。女性委員の登用を一層進めるとともに、充て職等の委員の選任方法も検討する必要があります。

また、市役所の管理職に占める女性職員の割合は低い状況です。性別により差別されることなく、意欲と能力のある職員が活躍できる職場環境づくりが必要です。

具体的施策	具体的取組	所管課
①審議会、委員会等への女性の参画の推進	女性委員の積極的登用を推進します。【女性活躍推進】	生涯学習課
	定期的に審議会、委員会の女性登用状況を調査し、選任方法、選出規定等の見直しを働きかけます。【女性活躍推進】	
②女性職員の管理・監督職への登用促進	研修会等により、女性職員の管理・監督職への昇任意欲の向上を図ります。【女性活躍推進】	総務課
	「茅野市女性職員活躍推進特定事業主行動計画」※9に基づき、仕事と育児・介護等家庭生活との両立のための環境づくりをします。【女性活躍推進】	

数値目標

項目	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	2022年度
審議会・委員会等の女性委員登用率	28%	30%	35%
市の女性管理職の登用率	5%	10%	20%

※9 茅野市女性職員活躍推進特定事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画。職場環境や働き方などの両立支援に関する取組に加え、女性職員の登用、育成等について盛り込まれている。

具体的目標（3）多文化共生社会※10の推進

【現状と課題】

国境を越えて「ひと・もの・かね・情報」の交流が進む中、男女共同参画に関する国際的な動向に関心を持ち、広い視野で男女共同参画を推進することが大切です。

また、外国籍市民の定住化傾向が見られる中で、価値観や文化の違い等から地域の中で孤立したり、日常生活の中で様々な不安を抱えたりすることが心配されます。外国籍市民も茅野市民として男女が共に安心して日常生活を送ることができる生活応援が必要です。

具体的施策	具体的取組	所管課
①国際理解の推進	男女共同参画に関する国際的な動向を把握し、情報発信に努めます。	生涯学習課
	姉妹都市であるロングモント市とのホームステイによる交流や、中学生の台湾高雄市の姉妹校との交流及び修学旅行や観光で茅野市を訪れる外国人との交流により、国際理解を深めます。	観光課 学校教育課 生涯学習課
	外国語指導助手の授業を通じて英語教育や外国文化に触れ、国際的な理解を深める教育を行います。	学校教育課
②外国籍市民等の生活応援	日常生活の問題や悩みを解決するため、外国籍市民を対象に相談日を設けます。	生涯学習課
	地域で安心して生活ができるよう、保健・福祉・子育て・環境・防災等の身近な情報を必要に応じて、多言語及び「やさしい日本語」※11によりホームページやガイドブックで提供します。	地域戦略課 生涯学習課
	外国籍市民を対象に日本語教室を開催します。	生涯学習課
	小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする児童・生徒に対し、生活指導等の支援を行います。	学校教育課
	母国と異なる日本の文化や習慣などへの理解を深めるため、外国籍市民を対象に生活情報講座を開催します。	生涯学習課

※10 多文化共生社会：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしたながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※11 「やさしい日本語」：外国籍市民にとって理解しやすい簡単な日本語を指す。

基本目標 3 職場、家庭において男女が共に活躍できる社会の実現

具体的目標（1）職場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

少子高齢化により労働力人口が減少する中、男女が性別に関わりなく就業できる機会を持ち、共に能力を発揮することは、労働力の確保となり、社会経済の活性化につながります。

男女雇用機会均等法の改正などにより、制度上では、女性の働く環境整備は進んでいますが、多くの女性が結婚、出産、育児等のため退職しています。また退職した方の再就職先は派遣やパート等の非正規雇用が多く、退職前のキャリアが活かされていません。働き続けることを希望する女性が、自分のキャリアをあきらめることなく、活躍できる環境にしていくことが必要です。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、個人の生活の充実とともに、男女共同参画社会の実現にとっても重要です。そのためには、介護や子育て支援などの行政施策や事業者における職場環境の整備に加え、従業員自身も働き方の見直しや意識改革が必要です。

自営業(農業・商工業等)においても、男女が共に働きやすい環境整備を進める必要があります。

具体的施策	具体的取組	所管課
①男女共同参画を推進するための雇用環境の整備	雇用や労働条件に関する諸制度（男女雇用機会均等法、労働基準法※12、パートタイム労働法※13、労働者派遣法※14、育児・介護休業制度※15等）の情報を提供し、制度の普及定着に努めます。 【女性活躍推進】	商工課 生涯学習課
	女性の就業機会が確保されるよう事業者への雇用環境整備の啓発に努めます。 【女性活躍推進】	
	セクシュアル・ハラスメント※16 及びパワーハラスメント※17 防止の啓発に努めます。	商工課
	メンタルヘルスケア※18 に関する啓発に努めます。	
②女性の就職や再就職支援	就職に関する情報を提供し、女性の就職や再就職を支援します。 【女性活躍推進】	商工課
	再就職を希望する女性を対象に、研修会や講座等を開催します。 【女性活躍推進】	家庭教育センター
③企業へのワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と家庭生活の調和が図られるよう職場環境の整備について啓発を行います。 【女性活躍推進】	商工課 生涯学習課
	仕事と家庭を両立させることができる働きやすい職場環境づくりに取組んでいる事業所を認定し、表彰をします。 【女性活躍推進】	
④市民へのワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と家庭の両立に関する情報を提供し、啓発を行います。 【女性活躍推進】	商工課 生涯学習課
	関係機関の労働相談窓口を紹介します。 【女性活躍推進】	商工課
	仕事と家庭について、市民の意識と現状を調査し、結果を発信します。 【女性活躍推進】	生涯学習課

具体的施策	具体的取組	所管課
⑤自営業(農業・商工業等)における女性の能力向上	女性の経営管理能力や技術の向上を目指したセミナー等の情報提供をします。【女性活躍推進】	商工課
	農業経営や意思決定の場への女性の参画を推進するため、家族経営協定※19の締結を促進します。【女性活躍推進】	農業委員会
	女性農業者を育成するため、農業技術や経営管理能力の向上を図る講座や講演会等を開催します。【女性活躍推進】	農林課
	女性農業者グループの活動を支援します。【女性活躍推進】	農林課

数値目標

項目	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	2022年度
茅野市はつらつ事業所認定数	53事業所	58事業所	83事業所
「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	39%	40%	50%

- ※12 **労働基準法**：労働者の賃金や労働時間、休暇等の主要な労働条件について、最低限の基準を定めたもの。
- ※13 **パートタイム労働法**：短時間労働者の適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進などの措置等を講ずることによって、通常の労働者の均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて、短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的とした法律。
- ※14 **労働者派遣法**：派遣労働者の権利の保障や、雇用の安定、福祉面の充実など、派遣労働者を保護するための法律。これまで何度も改正され、業務や期限などの制限や規制緩和が繰り返し変更されている。
- ※15 **育児・介護休業制度**：
- ＜育児休業＞1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間子どもを養育するために休業することができる。子が1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、子が2歳に達するまでの間、育児休業を延長することができる。平成29年（2017年）3月に法が改正され、条件付きではあるが、育児休業の期間が1歳6ヶ月から2歳に延長された。
特例「パパ・ママ育休プラス」両親がともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまで育児休業期間を延長できる。
- ＜短時間勤務制度＞事業主は、3歳未満の子を養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければならない。
- その他、所定外労働の制限、子の看護休暇等がある。また、平成29年（2017年）1月に法が改正され、「育児目的休暇」が新設された。
- ＜介護休業＞対象家族1人につき常時介護を必要とする状態に至る毎に1回、通算して93日まで取得できる。平成29年（2017年）1月に法が改正され、3回までの分割取得が可能となった。
- ＜介護休暇＞労働者は要介護状態にある対象家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を限度として、介護休暇を取得することができる。平成29年（2017年）1月に法が改正され、取得単位が1日から半日となった。
- その他、法定時間外労働の制限、短時間勤務制度等がある。
- ※16 **セクシュアル・ハラスメント**：相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えること。
- ※17 **パワーハラスメント**：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
- ※18 **メンタルヘルスケア**：精神的健康の管理。
- ※19 **家族経営協定**：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決める。

具体的目標（2）家庭における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、まず家庭において意識を高めることが必要です。しかし、育児や介護は女性が担うことが多い、男性の多くは職場中心のライフスタイルとなっています。

子どもたちは、家庭での日常生活の中で無意識の内にこうした役割分担意識を身につけてしまいます。子どものころから、男女が共に助け合い、お互いに責任を担う家庭環境が必要です。

また、男女が共に安心して子育て、介護ができ、あらゆる活動に参画する機会が確保されるためには、行政の支援に加え、職場や地域が応援する体制が必要です。

具体的施策	具体的取組	所管課
①家庭における男女共同参画意識の向上	男女が共に助け合い、責任を担う家庭が増えるよう情報提供などにより意識の向上を図ります。【女性活躍推進】	生涯学習課
②子育て支援体制の充実	多様な保育ニーズに応えられる保育体制の整備に努めます。 【女性活躍推進】	幼児教育課
	保育園では、育児支援のため、保育園を利用しているお父さん、お母さんによる一日保育土体験※20を実施します。【女性活躍推進】	幼児教育課
	放課後における児童の安全・安心な居場所づくりと健全な育成を支援するため、学童クラブの充実に努めます。【女性活躍推進】	学校教育課
	親子の遊び場、交流の場として、市内10か所「地区こども館」運営の充実を図ります。	こども課
	子育て中の親子の遊び場や仲間づくり、親育ちの拠点となるこども館0123広場と、子育て支援施設として家庭教育センターの事業の充実を図ります。	こども課 こども館0123広場 家庭教育センター
	育児不安解消や育児力向上のために子育て相談窓口の充実に努めます。	こども課 こども館0123広場 幼児教育課 家庭教育センター
	育児不安解消や育児力向上、親の仲間づくりのために子育て講座を開催します。	こども課 こども館0123広場 家庭教育センター
③男性の子育て・介護への参加推進	子育て支援体制の情報をホームページ、広報、どんぐり通信等で提供します。	こども課 こども館0123広場 家庭教育センター
	ひとり親家庭の生活支援、相談、自立へ向けた就業支援をします。 【女性活躍推進】	こども課 幼児教育課
④高齢者の介護・支援の充実	パパママ講座※21により、父親の子育てへの参加を促進します。 【女性活躍推進】	健康づくり推進課
	男性のための家事、育児、介護等に関する知識や体験を得る実践的な講座等を開催します。 【女性活躍推進】	高齢者・保険課 健康づくり推進課 こども館0123広場 家庭教育センター

具体的施策	具体的取組	所管課
④介護支援の充実	65歳到達者への介護保険制度の説明会を開催し、高齢者の健康づくりと制度利用の周知を図ります。 各保健福祉サービスセンターの保健福祉に関する総合相談機能の充実を図り、家庭における介護者の孤立や不安を解消するための支援をします。【女性活躍推進】	高齢者・保険課 各保健福祉サービスセンター
⑤障害児・障害者の支援の充実	「障害者保健福祉計画」※22を推進し、障害者が家庭や地域で安心して暮らせる支援とともに社会参画のための支援をします。 相談体制の充実を図り、関係機関等との連携により、障害児・障害者の家庭に対する適切な支援をします。【女性活躍推進】	地域福祉課 各保健福祉サービスセンター 発達支援センター
⑥子育て・介護を地域で支える環境づくり	地域において「見守り・支え合いのしくみづくり」を進めるために、保健福祉サービスセンター、地区コミュニティセンター及び社会福祉協議会が連携し、地域福祉の推進を支援します。 【女性活躍推進】	地域福祉課 高齢者・保険課 こども課 社会福祉協議会

数値目標

項目	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	2022年度
一日保育士体験父親参加割合	◆25%	26%	40%
パパママ講座の男性参加割合 (出産予定者に対する割合)	◆17%	25%	30%
男性を対象とした講座の募集定員に対する参加割合	35%	50%	70%

◆…平成29年度（2017年度）の事業は継続中であり最終的な数値がでないため、平成28年度の数値を掲載しました。

※20 一日保育士体験：保護者が一日保育士体験を行い、我が子の集団の中での生活や遊び、学びを確認することにより、子どもの育ちを理解することや、さらに家庭と保育園との理解が深まることにより、子どものより豊かな環境を築きあげる目的で実施している。

※21 パパママ講座：心身ともに健やかに妊娠時期を過ごし、出産を迎へ、子育てに向かうことができるよう育児支援をし、親になること、家族の在り方等について自ら考える講座。また仲間づくりの場でもある。

※22 茅野市障害者保健福祉計画：障害のある方もない方も、誰もが社会を構成する一員として役割を持ち地域で暮らすため、障害のある方が自らの能力を最大限に發揮し、その人らしく自立し、安心して住み続けることができる地域づくりを目指した計画。



基本目標 4 男女の性の尊重と健康支援

具体的目標（1）男女間のあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者や恋人などから暴力を受けたという相談が絶えません。男女が互いの性と人権を尊重し、対等な関係を築くことは、男女共同参画社会を実現するための重要な課題のひとつです。

インターネット、携帯電話の普及により暴力、性犯罪は多様化しており、こうした課題に対しては迅速かつ的確に対応していくことが求められます。

また、児童虐待が増加し、重大な事件も後を絶たない状況にあります。子どもへの暴力は、子どもの人権を侵害し、その子の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えます。

こうしたことから、暴力を根絶するための意識の啓発を行うとともに、被害者の相談に応じる体制を整備する必要があります。

具体的施策	具体的取組	所管課
①あらゆる暴力 ※23 防止のため の広報・啓発	暴力の根絶に向け、暴力に関する法制度等の情報提供や、被害者の相談窓口の紹介などを行います。	こども課 生涯学習課 家庭教育センター
	「デートDV」※24について正しい理解を深めるための啓発を行います。	生涯学習課 家庭教育センター
	子どもたちが携帯、インターネットを正しく、安全に使用するよう、茅野市ケータイ・インターネット問題検討会議※25と連携して取り組みます。	地域戦略課 こども課 学校教育課
②相談体制等の 充実	暴力に対する相談に適切に対応できるよう、相談体制を充実し、周知に努めます。	こども課 生涯学習課 家庭教育センター
	家庭児童相談員（こども課）家庭教育相談員（家庭教育センター）の配置をし、児童虐待に関する相談を児童相談所と連携し実施します。	こども課 家庭教育センター
	児童虐待防止のための取り組みを推進するとともに、早期発見、早期支援をするために関係機関との連携体制を充実します。	こども課 幼児教育課

※23 あらゆる暴力：身体的暴力、精神的暴力（大声で怒鳴る、脅かす、無視をする等）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等。

※24 デートDV：交際相手からの暴力、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。

※25 ケータイ・インターネット問題検討会議：日々急速に発達し変化し続ける情報社会において、市内の関係機関及び団体が相互に連携を密にして、市民が家庭、学校及び地域において正しく情報を活用するために、ケータイ・インターネットに関する問題を解決するための施策を検討している。なお、今後、会議の名称等の変更を検討する予定。

具体的目標（2）男女の性に対する教育の推進と健康支援

【現状と課題】

子どもたちの周りには性の情報が氾濫し、性行動の低年齢化や、子どもを対象とした性犯罪、性的虐待事件が発生しています。子どもの時から、男女がお互いの性について正しく理解し、お互いを尊重し、自分を大切にすると共に、相手を思いやる気持ちを育てることが大切です。特に思春期においては、妊娠・出産等に関する正しい知識を身につける必要があります。

女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、男女が性に対する正しい理解を深めると共に、女性の生涯を通じた健康支援をする必要があります。

また、超高齢社会※26を迎えた現在においては、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見をなくし、誰もが地域の一員として社会に参加できる環境が必要です。

具体的施策	具体的取組	所管課
①男女の性に対する教育と相談体制の充実	性を尊重する意識を育て、性に関する正しい知識を身につけるための家庭教育、学校教育、社会教育の充実を図ります。	こども課 学校教育課 生涯学習課 家庭教育センター
	性についての相談体制の充実を図ります。	こども課 学校教育課 家庭教育センター
②生涯を通じた男女の健康づくりの支援	男女が生涯に渡り心身ともに健康に過ごせるよう、「第2次茅野市健康づくり計画（からだ・こころ・すこやかプラン）」※27を推進します。	健康づくり推進課
③母性保護・母子保健事業の充実	安心して妊娠・出産を迎えられるように、相談、保健指導を充実します。	健康づくり推進課 各保健福祉サービスセンター こども課
	母子の健康な体作りのため、健康診査、相談・保健指導を行います。	
④高齢者の生きがいづくり、社会参加の支援	茅野市高齢者保健福祉計画※28を推進し、高齢者の地域での自立した生活、介護予防、生きがいづくり、社会参加への支援をします。	高齢者・保険課 生涯学習課

※26 超高齢社会：65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。

※27 「第2次茅野市健康づくり計画（からだ・こころ・すこやかプラン）」：長寿のみでなく、健康寿命を延伸できるよう、市民一人ひとりが「からだもこころも元気で豊かに過ごせること」を目的にした計画。

※28 茅野市高齢者保健福祉計画：「高齢者の自己表現や、豊かな地域生活を地域全体で支え合っていこう」という思いから、高齢者の保健福祉を推進する施策として策定された計画。

第5章 計画の推進

1 市民、事業者、区・自治会等及び行政の協働

市民、事業者、区・自治会、その他関係機関及び行政が協力しあい、それぞれの合意の基に社会のあらゆる分野での役割を分担し、責任を持って男女共同参画社会の実現に努めます。

2 推進体制の充実

この計画を効果的に推進するため、市民、事業者、区・自治会、その他関係機関で構成する「茅野市男女共同参画推進会議」を設置します。

3 男女共同参画の拠点

家庭教育センターを男女共同参画推進の拠点として、充実を図ります。

4 計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、「茅野市男女共同参画推進会議」において、目標値の達成状況を確認します。また、市の施策については、行政評価結果から推進の状況を確認します。

これらの進捗状況により、「茅野市男女共同参画推進会議」で重点的に取り組むべき施策を挙げ推進します。

5 男女共同参画に関する調査、及び結果の公表

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する実態と市民の意識を調査します。

この調査は、毎年実施する区・自治会へのアンケート調査と5年に一度実施する雇用関係の調査の他、必要に応じて目標の達成状況を確認する調査を実施します。

調査結果は、広報、ホームページ等に掲載し、男女共同参画推進のための啓発活動として役立てます。

関 係 資 料

目次

男女共同参画の背景.....	21
茅野市男女共同参画基本条例.....	26
第3次茅野市男女共同参画計画改訂版策定の経過	28
茅野市男女共同参画推進会議委員名簿	29



男女共同参画の背景

年代	世界の動き	国の動き	長野県の動き	茅野市の動き
1945年 (昭和20年)	◦国連設立	◦衆議院議員選挙改正交付 (初めて婦人参政権実現)		
1946年 (昭和21年)	◦国連婦人の地位向上委員会を設立	◦日本国憲法交付 ◦第22回総選挙で初の婦人参政権行使 (女性議員39人当選)		
1947年 (昭和22年)		◦改正民法公布 (家父長の廃止)		
1975年 (昭和50年)	◦国際婦人年 (目標: 平等、発展、平和) ◦国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) ◦「世界行動計画」採択	◦「婦人問題企画推進本部」を総理府に設置		◦国際婦人年を期して7団体で婦人団体連絡協議会を結成 (現在女性団体連絡協議会)
1976年 (昭和51年)	◦「国際婦人の十年」始まる (1985年まで) ◦ILO (国際労働期間)事務局に婦人労働問題担当室設置			
1977年 (昭和52年)		◦「国内行動計画」策定 (計画期間: 昭和52~61年度) 女性の地位向上のための目標が明らかにされる	◦社会部労政課に「福祉婦人係」設置 ◦長野県婦人問題協議会設置 (関係部長、教育長)	
1978年 (昭和53年)			◦長野県婦人問題県民会議設立	
1979年 (昭和54年)	◦第34回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(差別撤廃条約)採択			
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議開催 (コペンハーゲン)	◦「女子差別撤廃条約」署名 配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立 (昭和56年施行)	◦第1次「長野県婦人行動計画」策定 (計画期間: 昭和55~60年度) ◦婦人の地位向上 ◦婦人の福祉向上 ◦労政課に「婦人係」設置	◦教育委員会社会教育課内に女性総合窓口を設置し、女性問題解決に向けての事業を行う
1981年 (昭和56年)	ILO156号条約 (家族的責任条約) 採択	◦「国内行動計画後期重点目標」策定	◦社会部青少年家庭課に「婦人室」設置	◦市行政と婦人団体連絡協議会 (現女性団体連絡協議会)との懇談会が始まる
1983年 (昭和58年)				◦婦人団体連絡協議会 (現女性団体連絡協議会)からの要望で市行政の各審議会への女性の登用決まる
1984年 (昭和59年)	ナイロビ世界会議のためのエスカッフ地域政府間準備会議開催 (東京)	◦アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催、父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立 (昭和60年施行)	◦長野県婦人総合センター設置 (全国5番目) 女性の地位の向上と福祉の推進を図るため、学習や行動の拠点とする	
1985年 (昭和60年)	◦「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◦「国籍法」改正 (父系主義から父母両系主義に) ◦「男女雇用機会均等法」公布 ◦「女子差別撤廃条約」批准 ◦家庭科の男女共修などの国内法等の整備を進める		
1986年 (昭和61年)		◦婦人問題企画推進本部の拡充 ◦婦人問題企画推進有職者会議 (婦人問題企画推進会議の後身) 開催	◦第2次「新長野県婦人行動計画」策定 (計画期間: 昭和61~平成2年度) ◦社会参加の促進 ◦男女平等教育の推進 ◦労働環境の条件整備 ◦生活安定と健康の増進	
1987年 (昭和62年)		◦「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 (計画期間: 昭和62~平成12年度)		
1989年 (平成元年)		◦学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修等)		
1990年 (平成2年)	◦国連経済社会理事会 ◦「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	◦「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定		

年代	世界の動き	国の動き	長野県の動き	茅野市の動き
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 ・「男女共同参画」という言葉が使われた。 ・「育児休業法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次「さわやか信州女性プラン（長野県婦人行動計画）」策定（平成3～7年度） <ul style="list-style-type: none"> ○男女平等に立った教育の推進 ○男女平等を基本とした家庭の創造 ○あらゆる分野への社会参加の促進と国際交流の推進 ○多様な生き方を可能にする条件整備 ○健康の増進と福祉の充実 	
1992年 (平成4年)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境と開発に関する国連会議（地球サミット/リオデジャネイロ） 「アジェンダ21」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業等に関する法律」施行 ・「育児休業等に関するガイドライン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人室を女性室に名称変更 ・長野県婦人総合センターを長野県女性総合センターに名称変更 ・婦人問題協議会を女性行政推進協議会に名称変更 ・婦人問題県民会議を女性問題県民会議に改称 	
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連世界人権会議（ウィーン） ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議日本国内委員会設置「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」施行 ・「パートタイム労働法」公布 		・女性問題に関する意識調査
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）で「ジャカルタ宣言及び行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に男女共同参画室を設置、内閣総理大臣の諮詢機関として、男女共同参画審議会を設置し、推進体制が整備される 		
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議（北京）：平等・開発・平和のための行動「北京宣言及び行動要綱」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）IL0156号条例（家族的責任条約）批准 		<ul style="list-style-type: none"> ・「茅野市女性行動計画」を策定する 5つの柱 <ul style="list-style-type: none"> ○男女平等の意識を深める教育の実践 ○ひとりひとりを尊重し、お互いに支え合う家庭の実現 ○女性の社会参画の促進 ○多様な生き方を可能にする条件整備 ○健康の増進と福祉の充実 ・「子育て、家庭教育、男女共同参画社会づくり」の拠点施設として家庭教育センターを設置
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定（計画期間：平成8年1月～平成12年度） ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次「信州女性プラン21」（長野県女性行動計画）策定（平成8～12年度） <ul style="list-style-type: none"> ○男女平等を進めるための意識づくり ○男女が共に参画できる環境づくり ○健やかで安心できる自立した生活づくり ・「女性プラン推進委員会」設置 ・「地域女性コミュニケーター」設置 行政と県民とのパイプ役 	
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布 ・女性国会開催（参議院50周年記念） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会部に女性課設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育センターに女性の係長を館長として配置し、「茅野市女性行動計画」に基づく事業として「子育て、家庭教育、男女共同参画社会づくり」の意識啓発、高揚、学習機会の場の提供を行う ・相談員2名を配置して相談窓口を開設し、家庭教育相談、教育相談、男女共同参画社会づくりに関する相談業務を行う
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法」—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件仕づくり」を答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県女性行政推進協議会の構成員の拡充（警察本部長、副出納長、企業局長を追加） 	

年代	世界の動き	国の動き	長野県の動き	茅野市の動き
1999年 (平成11年)	・エスカッフハイレベル政府間会議（バンコク）	・改正育児・介護休業法施行 ・改正男女雇用機会均等法施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料、農業、農村基本法」公布、施行（女性の参画の促進を規定） ・男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申		・企画部パートナーシップのまちづくり推進室に「男女共同参画社会の実現に係る企画調整」事務分掌に位置づけ、教育委員会との連携による取り組みの体制を整備する
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） ・「成果文書」「政治宣言」採択	・「ストーカー規制法」成立 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・男女共同参画推進本部「男女共同参画週間について」決定	・長野県女性総合センターの愛称を“あいとびあ”に決定（一般公募による） ・男女共同参画推進委員会設置	・「茅野市男女共同参画推進会議」を設置し、男女共同参画社会づくりへの議論が始まる。 課題の整理 条例制定の必要性の有無 条例制定の意義 条例制定の具体的な条文の素案づくり
2001年 (平成13年)		・内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用、登用等の促進について」 ・「女性に対する暴力をなくす運動」について決定 ・第1回男女共同参画週間、閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	・長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの21（平成13～17年度）」策定 ・社会部女性課を男女共同参画課に名称変更 ・長野県女性総合センターを長野県男女共同参画センターに名称変更	・「茅野市男女共同参画基本条例」の制定、施行 盛り込んだ内容 【5つの基本理念】 ○男女の人权の尊重 ○社会における制度または慣行についての配慮 ○施策等の立案および決定への共同参画 ○家庭生活における活動とほかの活動の両立 ○国際的協調 市、市民、事業者の责務 市民、事業者との市の協働により取組む
2002年 (平成14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理システム」	・「長野県男女共同参画社会づくり条例」公布 ・男女共同参画課を社会部から企画局へ移管	・「茅野市男女共同参画計画策定委員会」を設置し、「茅野市男女共同参画計画」の策定がはじまる
2003年 (平成15年)	・国連女子差別撤廃委員会第29回女子差別撤廃委員会において、日本の第4、5回女子差別撤廃条約実地状況報告を審議	・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ・「少子化社会対策基本法」公布・施行	・パートナーシップながの21を男女共同参画社会づくり条例と整合を取るために一部改正 ・男女共同参画審議会、男女共同参画推進指導委員設置	・茅野市男女共同参画計画「はづらつプラン21」を策定 ・茅野市男女共同参画基本条例に基づき、「茅野市第3次総合計画・後期基本計画」とともに整合性を図り策定する。 4項目の基本目標 ○基本目標1 あらゆる分野への男女共同参画の促進 ○基本目標2 職場、家庭においての男女が共に活躍できる社会の実現 ○基本目標3 男女の人权を尊重する意識づくり ○基本目標4 男女の性の尊重と健康支援 4つの重点課題「小地域」「雇用」「家庭」「教育」の中で「小地域における男女共同参画の推進」を再重点課題として取り組む。
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針策定	・男女共同参画課を社会部人権尊重推進課と統合、企画局に「ユマニテ・人権尊重課」を設置（5月） ・長野県男女共同参画センターを「配偶者暴力相談支援センター」に指定	・男女共同参画室設置（ちの地区コミュニティセンター）
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」世界閣僚級会合を開催（ニューヨーク）	・「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・長野県男女共同参画センターに指定管理者制度を導入するためのセンター条例改正	

年代	世界の動き	国の動き	長野県の動き	茅野市の動き
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 長野県男女共同参画センターに指定管理者制度を導入 ユマニテ・人権尊重チームに名称変更（4月） 人権・男女共同参画課に名称変更（11月） 	長野県男女共同参画フェスティバル in 茅野」開催
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）及び「仕事と生活の調和推進のための行動計画」策定 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「長野県男女共同参画社会づくり条例」改正 男女共同参画課を企画局に移管 「第2次男女共同参画計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 新茅野市男女共同参画推進会議を設置し、新計画策定開始 課題整理のために女性2000名を対象とした「女性の仕事、家庭に対する考え方や現状」のアンケート調査実施 第1回茅野市男女共同参画推進大会 テーマ「男女共同参画とは？」
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 「次世代育成支援対策推進法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> 小地域の現状把握、啓発のために区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 「第2次茅野市男女共同参画計画」決定（計画期間平成21年度から平成25年度） 第2回茅野市男女共同参加推進大会開催 テーマ「わかりやすい男女共同参画社会」
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画シンボルマーク決定 「子ども・若者育成支援推進法」制定 「育児・介護休業法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会への「女性役員登用についての調査」を実施 第3回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「ハングラデシュにおける男女共同参画の推進」
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会、通称「北京プラス15」記念会合を開催（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次男女共同参画基本計画」（計画期間平成23年度から5か年）閣議決定 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 		<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会への「女性役員登用についての調査」を実施 第4回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「家族で楽しく子育て」
2011年 (平成23年)	ジェンダー平等と女性のエンパワーワーのための国連機関（略称：UNWomen）発足	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災（3月11日） 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次長野県男女共同参画計画（平成23年度から5か年）の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 第5回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「渡る世間は女（ひと）と男（ひと）」
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども・子育て支援法」等子ども・子育て関連3法公布 「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 第6回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「地域を守ろう女（ひと）と男（ひと）」 「第3次茅野市男女共同参画計画」策定開始
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> 若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ 		<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 「女性の仕事、家庭に対する考え方や現状」のアンケート調査実施 第7回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「認め合い、支え合う女（ひと）と男（ひと）」茅野市映画館の日と共に
2014年 (平成26年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		<ul style="list-style-type: none"> 「長野県農村女性チャレンジプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 第8回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「認め合い、支え合う女（ひと）と男（ひと）」 第3次茅野市男女共同参画計画（平成26年度～平成35年度）決定

年代	世界の動き	国の動き	長野県の動き	茅野市の動き
2015年 (平成27年)	国連「北京+20」記念会合 (第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 第3回国連防災世界会議 (仙台)「仙台防災枠組」採択 UN Women日本事務所開設 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う） 「女性活躍加速のための重点方針2015」策定	「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! 2015) 開催 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定		・区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 ・第9回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「地域を守ろう女(ひと)と男(ひと)」
2016年 (平成28年)		女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7伊勢・志摩サミット 「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意 「国際女性会議WAW!」(WAW! 2016) 開催	第4次長野県男女共同参画計画策定(平成28年度～平成32年度)	・区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 ・第10回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「笑いひろがる女(ひと)と男(ひと)」
2017年 (平成29年)		「女性活躍加速のための重点方針2017」策定		・第3次茅野市男女共同参画計画(はつらつプラン21)中間年の見直し実施 ・第3次茅野市男女共同参画計画改訂版(計画期間2018年度～2022年度) ・「女性と仕事と家庭についての調査」アンケート調査実施 対象者20代～50代の女性2,000名 ・区・自治会への「女性役員登用についての調査」実施 ・第11回茅野市男女共同参画推進大会開催 テーマ「輝け男女(ワタシ)」

茅野市男女共同参画基本条例

平成13年3月30日

条例第7号

私たちのまち茅野市は、縄文文化以来の長い歴史の中で、男女がお互いの特性と人権を尊重し、それぞれの個性や能力を發揮し、男女平等の理念に基づき、いきいきと生きる社会を目指した取り組みを進めてきました。

しかしながら、茅野市においても、他の多くの自治体と同様に、いまだに性別による固的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が残り、男女共同参画の実現が十分とはいえない現状にあります。

このような状況の中で、少子・高齢化、高度情報化、国際化などの進展は、社会環境に急速な変化や個人の価値観の多様化をもたらし、今日の社会では、男女が性別にかかわりなく、その特性を認めあいながら、個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が一層求められています。

このような認識に立ち、茅野市は公民の協働により、男女が共に人間性豊かで、明るく活力をもって生活する地域社会の創造に向け、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に向け、基本理念を定め、市や市民・事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め、これらの取組を総合的かつ計画的に推進することによって、男女平等社会の実現を目指すことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいいます。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会における男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、そのような機会を積極的に提供することをいいます。
- (3) 協働 市民・事業者と行政が協力しあい、それぞれの合意の基にあらゆる分野での役割を分担し、責任をもってその役割を果たしていくことをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければなりません。

- (1) 男女が性別により差別的な取扱いを受けるとなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。

- (2) 男女の社会における活動の選択に対し、性別による固定的な役割分担等などの社会における制度や慣行が、影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策や民間の団体における方針の立案や決定に共に参画する機会、またその実施に際して共に参加する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援によって、子育てや家族の介護その家庭生活における活動において家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、これらの活動以外の活動を行うことができることにもよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有することにも配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同様とします。）を総合的に策定し、実施する責務を負います。

2 市は、前項の施策について、市民・事業者と協働して取り組まなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に貢献するよう自ら努めるとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協働して取り組まなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、それぞれの事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に貢献するよう自ら努めるとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協働して取り組まなければなりません。

(男女共同参画計画)

第7条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本となる事項やそれらの施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を定めなければなりません。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ長期的な大綱
- (2) 男女共同参画社会の形成に当たっての実現すべき姿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(推進体制の整備)

第8条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的推進のため、必要な体制を整備するものとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

第3次茅野市男女共同参画計画改訂版策定の経過

月 日	会議名	会議等内容
H29(2017).4.14	第1回 男女共同参画推進会議	・男女共同参画会議の説明 ・第3次茅野市男女共同参画計画中間年の見直しについて ・女性を対象としたアンケート調査「女性と仕事と家庭についての調査」実施について
H29(2017).6.13	第1回雇用専門部会	・「女性と仕事と家庭についての調査」実施について ・茅野市はつらつ事業所認定事業について
H29(2017).7.13	第2回 男女共同参画推進会議	・「女性と仕事と家庭についての調査」内容確認について ・第3次茅野市男女共同参画計画中間年の見直しについて
H29(2017).8.1	第1回 区・自治会専門部会	・「区・自治会の女性役員登用についての現状調査」について
H29(2017).9月	区・自治会専門部会	・「区・自治会の女性役員登用についての現状調査」 茅野市内10地区の区長会において、アンケート調査依頼及び男女共同参画についての啓発活動実施
H29(2017).9.19 ～ H29(2017).10.10	男女共同参画推進会議	・「女性と仕事と家庭についての調査」実施 調査対象 20歳から59歳までの女性、各年代500人、合計2,000人 調査方法 アンケート用紙を郵送し回答を依頼。 回答率 ・回答人数590人 ・回答率29.5%
H29(2017).9.25	第1回 家庭・教育専門部会	・家庭・教育専門部会の活動について ・第3次茅野市男女共同参画計画中間年の見直しについて
H29(2017).10.30	第2回 家庭・教育専門部会	・家庭・教育専門部会の活動について ・第3次茅野市男女共同参画計画中間年の見直しについて
H29(2017).12月	男女共同参画推進計画 関係課	・第3次茅野市男女共同参画計画取組内容等確認、修正
H29(2017).12月	区・自治会専門部会	・「区・自治会の女性役員登用についての現状調査」集計・報告
H29(2017).12月	雇用専門部会	・「女性と仕事と家庭についての調査」集計
H29(2017).12月	男女共同参画推進会議	・第3次茅野市男女共同参画計画改定版(案)作成、内容確認
H30(2018).1.18	第3回 男女共同参画推進会議	・第3次茅野市男女共同参画計画改定版(案)について ・「女性と仕事と家庭についての調査」調査結果報告 ・「区・自治会の女性役員登用についての現状調査」調査結果報告
H30(2018).2.16	地域経営会議	・第3次茅野市男女共同参画計画改定版(案)について
H30(2018).3.1	市議会全員協議会	・第3次茅野市男女共同参画計画改定版(案)について
H30(2018) 2.20～3.19	パブリックコメント	・パブリックコメント意見なし
H30(2018).3.26	第4回 男女共同参画推進会議	・第3次茅野市男女共同参画計画改定版(案)について
H30(2018).3.29		・第3次茅野市男女共同参画計画改定版決定

茅野市男女共同参画推進会議委員名簿

任期：平成28年9月12日～平成30年9月11日

No.	氏名	選出区分	所属・職名	専門部会	備考
1	平出 金良	1号	元ちの地区コミュニティ運営協議会会長	区・自治会	
2	堀内 久昭	1号	元湖東地区コミュニティ運営協議会会長	区・自治会	
3	伊藤 久美	1号	平成25年宮川茅野区会計区長	区・自治会	部会長
4	小平美保子	1号	平成25年宮川茅野区庶務区長	区・自治会	
5	市川 美雪	1号	元豊平地区分館長主事連絡会長	区・自治会	
6	長田 幸子	2号	衣料品経営・平成26年度茅野町区会議員商工会議所商業委員長	雇用	委員長
7	竹内 郁子	2号	ペーパロン・着付け教室経営 商工会議所平成20・21年度女性部会長	家庭・教育	
8	高村 志保	2号	書店経営	家庭・教育	部会長
9	柳澤 美恵	2号	化粧品店経営 平成22年度駿前商業会副会長	雇用	副部会長
10	両角美智代	2号	税理士法人柳澤会計 税理士	雇用	
11	北澤 徹哉	2号	株式会社オーネ製作所 諏訪工場 顧問	雇用	
12	丸山 智	2号	野村ユニソン株式会社 管理本部 総務人事部 部長	雇用	部会長
13	増澤さやか	2号	太陽精工株式会社 総括管理室 総務課	雇用	
14	北澤 高宏	2号	株式会社スワラクノス 代表者	雇用	
15	山岡百合子	3号	ふれあいの里 介護士	家庭・教育	副委員長
16	荒木 輝一	3号	茅野市剣道協会副会長・茅野市スポーツ少年団常任委員・食生活改善推進員	区・自治会	副部会長
17	清藤多加子	3号	諏訪東京理科大学教授	家庭・教育	
18	平出 美彦	3号	ちの地区コミュニティ運営協議会 子育て部会長	家庭・教育	副委員長 副部会長
19	伊藤 文子	3号	元小学校講師・こども館メイト経験者	家庭・教育	
20	湯田坂玲子	3号	ガールスカウト長野県第2団 団委員長 茅野市女性団体連絡協議会会長	家庭・教育	
21	大下 京子	4号	茅野市女性団体連絡協議会副会長	家庭・教育	
22	百瀬真理子	4号	NPO法人茅野国際クラブ委員	家庭・教育	
23	木村かほり	4号	ちの男女共生ネット	区・自治会	
24	小林 美和	4号	ちの男女共生ネット	家庭・教育	

※委員の選出区分
(設置要綱第3条)

- 1号委員 地域コミュニティの関係者
- 2号委員 商業及び工業分野等の企業関係者
- 3号委員 子ども・家庭応援等の地域福祉分野の関係者
- 4号委員 その他市長が必要と認める者

第3次茅野市男女共同参画計画改訂版

発行 平成 30 年(2018 年) 3月

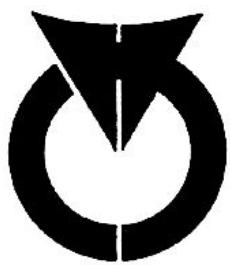
編集 長野県茅野市・茅野市教育委員会

(生涯学習部生涯学習課)

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号

TEL(0266)72-2101(代) FAX(0266)73-9843

ホームページ <http://www.city.chino.lg.jp>



みんなでつくる
みんなの茅野市